

入札監理小委員会における審議結果報告 国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務

国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

- 国立環境研究所ネットワークシステムは、国立研究開発法人国立環境研究所において、高速かつ安定した所内ネットワーク（NIESNET）及びインターネット接続環境を実現するとともに、Web サービスを始めとする各種ネットワークサービスを安定して提供する基幹ネットワークシステムである。

本システムは、基幹ネットワーク機器、ネットワークサービス機器（各種サーバ機器及び各種ストレージ機器）並びにこれに関連するハードウェア及びソフトウェアからなる総合的なシステムであるが、基幹ネットワーク機器は別調達としていることから、本事業では、基幹ネットワーク機器の運用並びにネットワークサービス機器の賃貸借及び運用保守業務を行う。

なお、ネットワークサービス機器は、第1期から本構内（オンプレミス）の仮想化基盤に集約して運用している。

○ 事業期間（市場化テスト2期目）

第1期	平成31年3月1日～令和7年2月28日（6年間）
第2期	令和7年3月1日～令和12年2月28日（5年間）

(2) 選定の経緯

国・独立行政法人の行政情報ネットワークシステムの運用業務として自主選定され、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表に記載された。

市場化テスト1期目の事業評価において、1者応募であったことにより競争性の確保において課題が認められ、今回は2期目となる。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】設計・構築期間の確保について

【対応1】十分な公示期間・準備期間を確保するため、調達スケジュールを今期より2か月前倒しし、落札者決定から稼働開始まで7か月間を確保することとした。【実施要項（案）8、9／69頁】

【論点2】常駐保守要員の検討について。

【対応2】常駐保守要員1名以上が本部内で勤務することとしていたが、週3日以内のリモート保守を可とした。【実施要項（案）43／69頁】

3. その他の修正変更について

○ クラウドサービスへの移行

- ・令和3年度にクラウドストレージ「Box」を導入したことから、ファイルサーバー機能を廃止したことにより、大容量 NAS (Network Attached Storage) の調達を行わないこととした。【実施要項 (案) 4、29、33-34/69 頁】
- ・確保される対象業務の質について、システムの稼働率からサービスの利用率を評価することとした。【実施要項 (案) 5-6、18、31、38、44/69 頁】

○ ネットワークサービス機器の構成変更

サービスの高可用性を実現するために、仮想化基盤サーバー (ハードウェア) は3台構成の HCI (Hyper Converged Infrastructure) を構築する要件とした。【実施要項 (案) 31-33/69 頁】

○ 法令改正等による修正

民法改正に伴い、瑕疵担保責任を契約不適合責任へ修正【実施要項 (案) 6、15、39/69 頁】

○ 事業期間を6年から5年に短縮

次の理由により、事業期間を5年とした。【実施要項 (案) 8、29/69 頁】

- ・サーバー等のハードウェアの保守では、過去のシステムの調達経験から、6年目は部品の寿命が近くなることによるリスクが織り込まれること
- ・仮想化基盤ソフトウェアには6年保守に対応できるものできないものがあり、6年保守とすると選択の幅が狭まる可能性があること
- ・単年度費用としては、5年でも6年でもほぼ変わらないこと

4. 実施要項 (案) の審議結果について

【指摘事項】常駐保守要員は週3日以内のリモート保守も可能としているが、リモートが3日となると、2日は必ず常駐するということと解釈した。場所の関係もあって、常駐要件を課すと入札参加者が減るのではないかと、競争性の面で懸念されるので、「リモート保守を可とする」といったように緩和することを検討できないか。【実施要項 (案) 43/69 頁】

【回答】本業務については、別途調達を行った基幹ネットワーク機器に対する所内で作業が必要な業務が下記のとおり含まれており、現時点では完全なリモート保守は困難な状況である。

- ・ネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の保守対応として、機器の状態監視等を行い、適宜予防保守を行うこと。【実施要項 (案) 37/69 頁】
- ・基幹ネットワーク機器の運用管理業務として、国立環境研究所の担当者の依頼により基幹ネットワーク機器等の設定変更を行うこと。【実施要項 (案) 42/69 頁】
- ・運用管理業務の運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の構成管理として、電算機室内のネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等のラック搭載図を作

成し、随時ラック搭載図の更新を行うこと。【実施要項(案) 42/69 頁】

また、意見招請において「保守要員のうち少なくとも1名はつくば本構におけるオンサイト対応とする」よう修正を希望する意見もあり、現行の運用管理業務の実態及び提供を受けているサービス品質と、本業務の競争性の確保との間で、リモート保守可能な日数要件を最大限に確保したものであり、これ以上の日数緩和は難しい。

5. パブリックコメントの対応について

意見招請（令和5年12月14日～6年1月15日）を行った結果、3者から61件の意見等が寄せられた。このうち31件について、要件の緩和、仕様書の明確化、総合評価基準書の加点項目の追加・変更等、参入障壁の緩和等の観点から、実施要項案の修正を行った。

○ 主な修正点

- ・ 引継ぎに際して、それぞれの請負者（現行請負者、本事業の請負者又は次回請負者）の経費は各自の負担とすることを明記した。【実施要項(案) 5/69 頁】
- ・ 機器及びサービスに関するハードウェア障害への保守体制について、一次切り分け後の対応を一律4時間以内としていたものを、冗長化されていないものは6時間以内、冗長化されているものは48時間以内に対応することができる体制を求めることとした。【実施要項(案) 5、37、38/69 頁】
- ・ 運用管理業務の問い合わせに対する回答について、「翌朝」としていたものを「翌勤務日（午前）」に修正した。また、原因が特定できない事象や対処法が決まっていない場合は、状況報告を行うこととする旨を追記した。【実施要項(案) 6、38/69 頁】
- ・ 運用期間のみではなく、構築期間中に必要となるソフトウェア及びサブスクリプションも本調達の範囲内に含まれることを明記した。【実施要項(案) 31/69 頁】
- ・ 仮想化基盤サーバ、仮想サーバ及びバックアップサーバに対する仕様の明確化及び要件の緩和を行った。【実施要項(案) 31-36/69 頁】
- ・ OS及び応用ソフトウェア等の製品保守の期間を明記した。【実施要項(案) 37/69 頁】
- ・ 設計書、利用手引書及び管理手引書の提出方法について、冊子での提出を不要とする等に修正した。【実施要項(案) 44-45/69 頁】
- ・ ネットワーク管理装置一式の詳細を記載するよう求める意見に対し、閲覧資料を参照するよう実施要項(案)に追記することにより対応した。【実施要項(案) 51/69 頁】
- ・ 総合評価基準書において、意見反映による加点変更（合計で+20点）に伴い、最大加点項目である「2名以上の保守要員を配置する場合」を-20点の減点調整をした。【実施要項(案) 53、54、56、63/69 頁】

以上